

監査報告書

平成26年6月25日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

理事長 宮戸和成 殿

監事 神尾祐治

監事 遠藤淳子

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条第4項及び第5項並びに第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成25年4月1日から平成26年3月31までの事業年度の会計及び会計以外の業務について監査を行いました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

役員会(①H25.6.24②メール審議 H25.12.9③H26.1.21④H26.3.19)に出席するほか、理事長等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査を行い、財務諸表、事業報告書、決算報告書及び給与水準につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 関係諸法令、規則等の実施状況並びに内規等の整備状況は適切に行われているものと認めます。
- (2) 研究所の運営は、適切かつ効率的に行われているものと認めます。
- (3) 理事長のマネジメントは、適切に行われているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 平成25年度年度計画及び第3期中期計画が適切に行われていると認めます。
- (6) 役職員の給与水準は、適正であると認めます。
- (7) 入札の実施及び契約の締結が規定に従い実行され適切な情報開示が行われているものと認めます。
- (8) 会計帳簿と貸借対照表及び損益計算書の記載内容は、合致しているものと認めます。
- (9) 貸借対照表及び損益計算書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の財産及び損益状況を正しく示しているものと認めます。
- (10) 利益処分に関する書類は、正しく整理されているものと認めます。
- (11) キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (12) 行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (13) 附属明細書は、正しく記載されているものと認めます。
- (14) 決算報告書は、正しく整理されているものと認めます。
- (15) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為はないものと認めます。

以上